

第3期城陽市子ども・子育て支援事業計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果

「第3期城陽市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、広く市民等の声を反映させるため、意見を募集しました。

募集期間

令和6年12月27日（金）～ 令和7年1月27日（月）

応募資格

- ① 市内に在住する人
- ② 市内に事務所・事業所を有する個人・法人等
- ③ 市内在勤・在学する人
- ④ 本市に納税義務を有する個人・法人等

周知方法

広報じょうよう（1月1日号）、市ホームページ、JOY♡KIDS

資料閲覧場所

子育て支援課、行政情報資料コーナー、市ホームページ、JOY♡KIDS

意見提出方法

書面の持参、郵送、FAX、電子メール

意見提出数

応募者数1名（意見数7件（こどもの意見含む））

「第3期城陽市子ども・子育て支援事業計画（案）」に寄せられた市民意見への対応について

NO.	ご意見	ご意見に対する考え方	該当頁数
1	こどもからの意見は重要であり、それを聞きたいという市の姿勢は大変評価できるが、カラーのダイジェスト版を作成するなどこどもたちが意見を出せるような形を作るまで工夫してほしい。	こどもの意見聴取の方法について、パブリックコメントは国から示された一例ではありますが、ご指摘のとおり、こども用の計画概要版の作成や、ワークショップを開催する方法等もございますので、次期計画策定時に検討させていただきます。	-
2	第2期策定時にはアンケートを就学前児童の保護者全員を対象としているが、今回は各年齢 250 人ずつの抽出であった。意見を聞く規模を縮小したのはなぜでしょうか。	配布数については、統計学上必要とされる標本数を回収できる数値（各年齢 250 人）に変更し、その結果についても、傾向等の分析には十分な回収率となっています。	5
3	第3章における今後5年間の見込みとして、全体の人数が減る予測は分かるが、保育と学童の児童数が減少するのはなぜでしょうか。	幼児期の保育及び学童保育所の量の見込みについては、国の手引書に基づき、直近の利用ニーズ（率）に推計児童数を乗じることで算出しています。 そのため、推計児童数の増減に合わせて、利用児童数の増減を見込んでいます。	35～37、 41

<こどもの意見聴取>

こども基本法 第十一条 （こども施策に対するこども等の意見の反映）より、
国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

NO.	子どもからのご意見	ご意見に対する考え方	該当頁数
1	学校の体育館に冷暖房をつけてほしい。	学校の体育館に冷暖房をつけたり、トイレの工事などをする計画があり、少しずつ進めています。	55
2	学校のトイレをキレイにしてほしい。		
3	障がいのある児童のために、学校にエレベーターをつけて、バリアフリーを進めてほしい。		
4	文化パークにあるようなプレイルームがもう1か所ほしい。	今後、遊ぶ場所をつくる際の参考とさせていただきます。	56